

伊佐市監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を本市監査基準に準拠して実施し、同条第9項並びに伊佐市監査委員条例第8条第1項の規定により、その監査の結果を公表する。

令和6年11月26日

伊佐市監査委員 宮原 孝文

伊佐市監査委員 岩元 努

定期監査の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を本市監査基準に準拠して実施し、同条第9項並びに伊佐市監査委員条例第8条第1項の規定により、その監査の結果を次のとおり決定したので提出する。

1 監査の対象・実施場所及び日程

水道課 大口庁舎大会議室・現地監査 令和6年11月6日（水）

都市整備課（農業集落排水事業）

菱刈庁舎2階第1会議室・現地監査 令和6年11月7日（木）

2 監査の対象年度

令和6年度（令和6年9月30日現在）

3 監査の着眼点

行政監査の視点を加味し、事務の執行が法令に適合し正確であるか、また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点から監査を行った。

4 監査の実施内容

監査にあたっては、本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行について、諸帳簿や契約書等必要な資料及び関係書類の提出を求め調査を行うとともに、担当課長等の出席を求め、質疑等により監査を行った。

5 監査の結果

今回 水道課・都市整備課（農業集落排水事業）の監査を実施したところ、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを認めた。

なお、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、課長等に文書及び口頭で措置を促した。